

## 議会制度改革の早期実現に関する意見書

国においては、現在、第二十八次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改革要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況です。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠です。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対して、現在検討されている事項を含め、とりわけ左記の事項について、今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改革が行われるよう強く求めます。

### 記

- 一 議会の招集権を議長に付与すること。
  - 二 地方自治法第九十六条第二項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。
  - 三 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。
  - 四 議会に附属機関の設置を可能とすること。
  - 五 議会の内部機関の設置を自由化すること。
  - 六 調査権・監視権を強化すること。
  - 七 地方自治法第二百三条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十七年十二月八日

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣 あて

江戸川区議会議長 渡部 正明